明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○会社法施行規則等の一部を改正する省令（**法務**六）　一

〔告　示〕

○教科書の定価認可基準の一部を改正する件（**文部科学**一二）　六
○著作者の実名登録の件（**文化庁**二）　四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**二七六）　五
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**二七七）　三〇
○肥料の登録を失効した件（**同**二七八）　三一
○都市計画に関する件
（**関東地方整備局**三三～三五）　三一
○道路に関する件
（**北陸地方整備局**一〇、一一）　三三
○道路に関する件
（**中部地方整備局**一九、二〇）　三三
○道路に関する件
（**四国地方整備局**一一、一二）　三三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三五

特殊法人等

日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三五

地方公共団体

解散命令、行旅死亡人関係　三五

会社その他

会社決算公告　三五

省　令

○法務省令第六号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、会社法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月六日

法務大臣　上川　陽子

会社法施行規則等の一部を改正する省令

（会社法施行規則の一部改正）

第一条　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「子会社及び親会社」を「子会社等及び親会社等」に、「・第四条」を「―第四条」に、「第七条」を「第七条の二」に、「第十八条」を「第十八条の二」に、「第三十三条」を「第三十三条の三」に、「第四節　単元株式数（第三十四条―第三十七条）」を「第三節の二　特別支配株主の株式等売渡請求（第三十三条の四―第三十三条の十）　第三節の三　株式の併合（第三十三条の九・第三十三条の十）　第四節　単元株式数（第三十四条―第三十七条）」に、「第四十六条」を「第四十六条の二」に、「第六十二条の二」を「第六十二条の二　合併契約等の承認（第八十六条―第九十二条）　第五目の二　全部取得条項付種類株式の取得（第八十五条の二）　第五目の三　株式の併合（第八十五条の三）　第六目　合併契約等の承認（第八十六条―第九十二条）」に、「第九節　委員会及び執行役（第百十一条・第百十二条）」を「第八節の二　監査等委員会（第百十条の二―第百十条の五）　第九節　指名委員会等及び執行役（第百十一条・第百十二条）」に改める。

第二条第一項中「子会社」の下に「、子会社等」を、「親会社」の下に「、親会社等」を加え、「、委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社」に改め、同条第二項第一号中「委員会」を「指名委員会等」に改め、同項第三号中「第二条第十五号」を「第二条第十五号イ」に改め、同項中第百一号を第百十三号とし、第九十二号から第百号までを十二号ずつ繰り下げ、同項第九十一号中「第七百六十三条第一項第一号」を「第七百六十三条第一項第一号」に改め、同号を同項第百三号とし、同項第九十号中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改め、同号を同項第百二号とし、同項第八十九号中「第七百六十三条第五号」を「第七百六十三条第一項第五号」に改め、同号を同項第百一号とし、同項第八十八号中「第七百六十三条第五号」を「第七百六十三条第一項第五号」に改め、同号を同項第百号とし、同項中第八十七号を第九十九号とし、第七十四号から第八十六号までを十二号ずつ繰り下げ、同項第七十三号中「第七百四十六条第七号ニ」を「第七百四十六条第一項第七号ニ」に改め、同号を同項第八十五号とし、同項中第七十二号を第八十四号とし、第六十号から第七十一号までを十二号ずつ繰り下げ、同項第五十九号中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改め、同号を同項第七十一号とし、同項中第五十八号を第七十号とし、第三十六号から第五十七号までを十二号ずつ繰り下げ、第三十五号を第三十八号とし、同号の次に次の九号を加える。

三十九　特別支配株主　法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。

四十　株式売渡請求　法第百七十九条第二項に規定する株式売渡請求をいう。

四十一　対象会社　法第百七十九条第二項に規定する対象会社をいう。

四十二　新株予約権売渡請求　法第百七十九条第三項に規定する新株予約権売渡請求をいう。

四十三　売渡株式　法第百七十九条の二第一項第二号に規定する売渡株式をいう。